

特別寄稿

不登校児童生徒の学習権の保障についての一考察

—沖縄のフリースクール・自主夜間中学の取り組みに着目して—

中條 桂子

Study on Securing the Right to Learn for Children with School Refusal:
Efforts of a Free and Volunteer-based Secondary Evening School in Okinawa

Keiko CHUJO

I. はじめに

毎年行われている文部科学省（以後文科省）の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文科省 2018）」において不登校状態にある児童生徒の数は増加しており、2017年度（平成30年発表）では14万人を越えてしまった。そうした中2016年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」（以後「教育機会確保法」）が成立し、2017年2月から施行された。この法律により今まで公的に認められていなかった夜間中学が脚光を浴び、文科省は各都道府県に一校は夜間中学の設立を促進し、さらには学齢期の子ども利用も可能であることを示した。文科省の柔軟な受け入れである反面、「緩やかな排除（江口2016：43）」につながるおそれもあるという指摘もあり、筆者は夜間中学における学齢期の子どもたちの受け入れに無理はないかという疑問を感じていた。しかしフリースクールと夜間中学を同時に展開する珊瑚舎スコーレの活動から、多様な背景を持つ人たちの受け入れができることを知った。

本研究ノートでは、多様な背景を受け入れるこ

とをもとに、筆者のスクールソーシャルワーク（以後SSW）実践を踏まえ、沖縄の自主夜間中学の活動を実践例として、不登校児童生徒の学習の機会確保に夜間中学が一つの選択肢となれるかを考察する。

II. 義務教育（学校）のとらえ方

1. 不登校児童生徒がとらえる学校

SSW支援では「不登校（含不登校気味）」の主訴が一番多く上がって来る。特に不登校状態になっている子どもたちの多くは、学校に行けない自分を責めている。さらに進級や進学ができないとあきらめている事すらある。その様子がうかがえる2事例を示す。これは過去に担当した複数のケースをもとに個人が特定されないよう加工し一般化した内容を事例形式にて示したものである。

【事例1】複雑な家庭環境もあり、小学校に上がった直後から不登校状態になっていた子に3月の修了式にあわせて登校支援をした。少し遅刻をして学校につくと校長が昇降口で出迎えてくれた。校長に向かってその子どもは開口一番、「友達みんな進級するのか、自分はどうなるのか」と聞いた。校長は「もちろんあなたも、みんなも進級できる」

と伝え、その子は安堵して教室に向かうことができた。

【事例2】中学3年生の生徒は小学校の頃から不登校気味で、中学の3年間もほとんど学校に行けず、卒業も受験もできないものとあきらめきっていた。学校に登校できなくても卒業できること、さらに進学先には様々な形態の高校があり受験も可能であることを知ると、自ら受験勉強を始め、結果サポート校に合格した。

上記2事例からもわかるように日本の学制では学業の習熟度で留年（落第）や、上の学年に入ること（飛び級）は基本的に無い。「義務教育では、飛び級もなければ落第もない完全な『年齢主義』になっている（学校教育法第17条、舞田2017）」「歳を重ねたら自動的に進級（舞田2017）」できる。これは、不登校児童生徒にとって安心できる制度である。小学校低学年の場合は特にその事実を知らず心配している例が多い。また、小学校高学年・中学生になると進級ができるとわかっているが、ひとたび高校進学となると受験は不可能、進学先もないとあきらめていることが多い。

2. 大学生がとらえる学校

不登校の子どもの義務教育の捉え方を受けて、筆者は都内2か所の大学で福祉を学び、SSW概論を履修する学生たちに、毎年初回の講義のアンケートで小中学校（義務教育）に通っていたわけを聞き、休まない・休めない実態を把握している。本年度の学生80人の解答では、「義務教育という（学校にいく）義務であるから」と率直に答える学生が1割ほどいた。みんなが行くから行くのが当たり前だと回答する学生が圧倒的に多い中（本年度の学生80名のうち63名）、そのおよそ1/3の学生は学校に行く義務があると言い、子どもの権利という言葉は出てこない。そこで子どもの権利について講義をし、「義務教育は子どもの学習の権利を保障するために、教育を受けさせる

義務を保護者に課している」と言ってもなお、義務教育である小中学校に行くことは子どもが将来のために必要最低限の事を学ぶことであり、子どもの権利という前に果たすべき義務ととらえる。浅川は、非行に陥る子どもたちも義務教育は自分たちの義務と思い込んでいるが、教育基本法には子どもの義務と書かれておらず、義務は親と行政にあると示し、正しく知っていたら楽しい9年間であったろうと述べている（浅川2005：34）。学生や子どもたちが義務と思い込むのは、何か権利を主張する時に「やるべき事をやってから言うように」としつけられてきたからだろうか。そうになると、学校生活は到底楽しいと思えないだろう。椎名（2016：89）のいうように、「『義務化』は本来は教育への権利—中略—を実現するための介入であるはずだが『義務』と表現された瞬間から、そこでの学びは『苦役』となることを運命づけられるのではないか」。

3. 社会のとらえる学校

—不登校児理解の変遷から—

先にSSWの支援実践で最も多かった主訴は不登校・不登校気味であったと述べた。戦後の不就学から始まり現在に至るまで、彼らが学校へ行かない・行けない理由は様々であるが、彼らに対する大人たちの理解は変わってきたのだろうか。この側面から社会のとらえる学校を考察する。

前島によると、戦後長期欠席児童の多いことから1951年から文部省（当時）が始めた調査では、当時の理由を貧困問題と、家庭における家業優先の考えがあったとされる。そこから長期欠席の子どもたちの出席管理とう方向に動いていく、1966年から長期欠席の子どもたちは「学校ぎらい」と呼ばれ、「学校を単に嫌っているけしからん子と決めつけ、排除するまなざし（前島2016：26）」があったとしている。その後アメリカのジョンソンらが使用した「学校恐怖症」という概念ととも

に親子関係に着目して「登校拒否」と言われるようになった。「登校拒否の原因を基本的にもっぱら本人の性格・資質とその子どもを育てた親の資質と責任に帰（同：28）」していた。それに対して「登校拒否は病気ではない」と当事者や関係者が意義を唱える。さらに文科省が登校拒否（不登校）に関する報告で「登校拒否は誰にでも起こり得る」とした時から「不登校」という表現になった（文科省 1992）。

精神科医の斎藤も日本の病的なとらえが「比較的早期から子どもが回避する学校そのものの病理性・病原性に登校拒否発現の主要因を見ようとする観点が登場し、それがそれまでもっぱら責められる立場におかれていた親をはじめとする広範な社会的支持を受けるに至った（2006：14）」としている。さらに前島によると、1980年代からの不登校の研究における視点が、子ども理解へ向き「学校を休むこと」「居場所」の大切さが提唱される。だが不登校児童生徒の学校外の居場所を「適応指導教室」と呼ぶなど、依然として学校への適応を促すという方向性は変わっていないのが実情だった（前島 2016）。

子どもたち自身の問題や家族の問題という理解から学校問環境へ視点は変わったが、依然日本社会には子どもは学校へ行くべきだという圧力があり、この圧力によって、子どもたちは学校に行くことが自分たちの「義務」だととらえているのではないか。

さらに、日本では一条校^{注1}だけが学校として認められ、ホームスクーリングやフリースクールは学校とは認められていないために、子どもにあった学校選びができないことも影響し、不登校状態になると子どもの学習権が守られない状況が続いてしまうことがある。喜多（2018：24）もこの点を懸念し、「この普通教育を受ける義務が、学校に通わせる『就学義務』のみで対応させるという法制に限定されてしまったことに関しては、

一中略一戦後日本の公教育法制上の不備であると指摘したい」と述べている。年齢に応じて進級・進学ができる安心感をよそに、フリースクールに通えない、外に出ることができない子どもたちは学習権が奪われた状態となり、将来的に不利益を被ってしまうことになりかねない。それを筆者も危惧しており、子どもが学びたいと思ったときに、自分に合った学びの方法を選ぶことができるように多様な選択肢を考えている。そのような中で「教育機会確保法」が成立した意義は大きい。「学校のインクルーシブ（包摂）な改革を優先するという学校至上主義的な立場（保護者の普通教育義務はすべて学校への就学によって履行）から、『学校外の多様な学び』自体を否定する傾向が教育学界に根強くある（喜多 2018：22）」中で、多様性を認める方向性も有しているからである^{注2}。

4. 学び直しができる夜間中学

また、【事例 2】のように、不登校の子どもが一步を踏み出すきっかけとして高校進学を考えることがある。進学先には、公立の定時制や単位制・通信制のサポート校などがあるが、定時制の場合は登校日が週に 5 日あるため、現在の現状から子どもはしり込みしてしまうことがある。その点単位制や通信制のサポート校では、現状にあった登校の仕方（週 1 日、3 日、5 日等）があり、さらに子どもの状況に合わせた細やかなサポート体制もある。また学習の内容もその子に合ったところから始められるなどの工夫がなされている。だが、費用面ではかなり高額になってしまうこともある。こうした中、学校の配慮によって中学を卒業した子どもたちが、学び直しをするために夜間中学校へ行くケースが出てきている（関本 2016, 2019）。日本は年齢主義であることから、今までは満 15 歳に達し義務教育を卒業している場合中学への再入学は認められていなかったが、

2015年度から既卒者の入学も可能になり(文科省 2015),それは「不登校や保健室登校などで十分に学べなかった人の再入学希望に積極的に対応するというもので、国の方針の歴史的大転換と(関本 2016:76)」いえる。

Ⅲ. 日本の夜間中学校の変遷 —歴史—

ここで、「教育機会確保法」により注目された夜間中学は、どのような歩みをしてきたのか、以下夜間中学の歴史的側面から義務教育を考えてみたい。夜間中学校とは、公立中学校夜間部のことである(本稿では夜間中学と表記する)。戦後新たな学制が制定された日本では、戦後の混乱から不就学児童や長期欠席の児童・生徒が多数おり、かれらへの学習保障として1947年の大阪府と兵庫県を皮切りに1955年までの間、各地で開設がなされていた(草他 2018a/2018b)。不明なところも多々あるが、開設の理由については各地の地域性から生まれていることがわかる。以下夜間中学の変遷について先行研究をもとに各期に分けて示す。なお各期間については横関(2012:350)による時期区分を参考にした。

1. 夜間中学開始から増設期(1947年~54年)

1947年教育基本法と学校教育法の制定がなされ戦後の学制が開始されたが、戦後の混乱と貧困により学校に通えない子どもたちが大勢いた。すべての子どもたちが学校へ通えるように公立中学の教師たちが自主的な活動を展開し、公立中学校の「二部授業」として夜間部が開始された。また夜間中学は女性等差別により就学の道が開けない人たちへ教育の機会を提供していた(椎名 2016)。しかし当時は暫定的な措置とされ、公的学校としては認められず、以後「教育機会確保法」ができるまで公に認められなかった。また、当時の対象は学齢期の日本人であった。

2. 衰退期 反対運動(1955年~69年)

「夜間中学の学校数は1954年の87校を境に、それ以降は一転減少に転じた(栗田 2001:216)」。1955年頃から日本経済が高度成長期に入った事や、この時期には就学援助制度も整い、不就学や長期欠席者が減少したことが原因と言われている。そのため、1966年には行政管理庁から「夜間中学早期廃止勧告」が出された。中学校夜間学級減少期、夜間中学の対象となっていた学生は、戦時下で学校に通えなかったあるいは卒業ができなかったという学齢超過者であり、日本社会にまだ多数存在していた。椎名(2016:98)によると「一番減少したのは1968年であり、21校416人であった」という。ここで廃止に反対を唱え、反対運動を起こしたのが高野雅夫氏だった。夜間中学から学びを深め大学教員にまでなったという高野は、夜間中学開設運動を展開した。この運動を受け文部省(当時)が「生涯学習」という観点をもって予算を計上したことが増加につながった(椎名 2016)。

3. 夜間中学復興期(1970年~89年)

この時期に学校数、生徒数ともに再度増加に転じる。当時の在籍者は年齢超過者が半数以上を占めていた。また、この時期は1965年日韓国交回復、1972年日中国交回復以後引揚者の増加・外国籍の生徒数が増加した時期である。当時夜間中学は引揚者を受け入れる教育機関としての役割を一手に担っており、「日本語学級が開設される際には識字のみならず発話を含めた『日本語』をいかに教えるのかという新たな問題が浮上してきた(大多和 2011:98)」。後の1980年代には不登校経験者が増加し、生徒層の多様化が始まったとされている(横関 2012)。

4. 中学校夜間学級数維持期(1990年以降)

横関(2012)によれば、学校数の変動はない維

持期とされており、高齢の学習者が減少する一方で若年者は増加傾向にあり多国籍化している。ニューカマーとして来日する外国人の増加とともに夜間中学の取り組みからも、多文化背景を持つ子どもたちの不登学に目が向けられていった（川村 2013, 奴久妻 2014, 梶原 他 2018, 大重 2018a）。注目すべきは全国夜間中学研究会の協力を要請を受けた日本弁護士連合会（以後日弁連）が、「2006年8月に政府に対して『学齢期に就学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書』を提出した（江口 2016：39）」事である。この意見書によって人権としての学習の権利が明確になされた。さらにここから「教育機会確保法」成立への道筋が整ってきたともいえる。2017年7月に文科省から公表された「平成29年度夜間中学等に関する実態調査（文科省 2017）」の属性別生徒数を見ると、義務教育未修了者 15.3%、入学希望既卒者 4.3%、日本国籍を有しない者 80.4%であり、不登校となっている学齢生徒は0であった。

5. 歴史から見た義務化の矛盾

戦後子どもたちが等しく教育を受けられるように法整備がなされたが、「消耗戦であった太平洋戦争の敗戦直後、国家財政が完全に破綻し（椎名 2016：93）」校舎等の設備の不足、生活第一で学校に行かせられないという状況があり保護者も行政も義務の遂行が思うようにできなかった。当時子どもたちは貧困状態の中、家計を助ける労働力となっており昼間は就労し、学習の機会を与えられていなかった。そこで義務教育からこぼれ落ちてしまう子どもたちの学習機会の保障をするため、教師が自主的に始めたのが夜間中学であった。通常の学級とは異なり、夕方から夜にかけて新制中学校の教室を利用した2部制をとり開設したのだが、法的根拠は与えられなかった。そこで「1954年全国中学校夜間部教育研究会（のちに全

国夜間中学校研究会に改称）を結成し、中学校夜間学級の教育条件整備の充実を求め、中学校夜間学級の法制化を文部省に求めた（横関 2012：351）」。だが「当時、文部省や多くの地域の教育委員会は、夜間中学校が児童労働の容認・六三制の破壊につながるとみなし、開設を認めなかった（草他 2018a：93）」。夜間中学では「教育への権利を実現（椎名 2016：89）」するための矛盾を抱えつつ、各時代の中で教育権を主張できず、義務教育が受けられない人々を一手に引き受けてきた。夜間中学の歴史から、すべての人の学習権を保障するという義務教育が現在も実施されていないことがわかる。

IV. 夜間中学の役割と可能性

—教育機会確保法を基に—

1. 学校として認められなかった学校・認められた学校

夜間中学の歴史を踏まえ、今一度「教育機会確保法」に立ち返りたい。本法の成立までには紆余曲折があったとされる中、その目指すものが「学校教育行政が中心となった不登校児童生徒支援のための法案へと大きく様変わりし（大重 2018b：104）」、不登校児童生徒の学習の機会をどのように保障するかという事が重視された。そのために「不登校法」と言われることもある。同法の成立に関わってきた不登校児童生徒の保護者や支援者が望んでいた、オルタナティブな学びを認める法律ではなく、不登校の子どもたちに登校の重圧とともに学習の重圧を与えている法律（内田 2016）とも評されている。つまり学校教育法的一条校以外は未だに正式に学校として認めることはなかったのである。子どもたちの現状に合った柔軟性のある学びの機会の保障とは言えないとの声も上がっている中で、夜間中学を学校と認め、設置の義務付けまでなされたのである。

夜間中学は開設当初、公的な学校とは認められ

ず暫定的な措置であるとされ、衰退期に入ると廃止宣告までされた。「教育制度の中でグレーゾーンとされてきた『夜間中学』（大重 2018b：105）」が、この法律で学びの場の一つとして認められた意義は大きく、これまでの「運営予算、給食制度、就学対策、あるいは卒業認定の面での問題（栗田 2001：216）」も解決されるであろう。しかし、現行の学校制度の中に位置づけられた学びの場として認める事は、「学校至上主義」を強化しているようであるという一面も否定できない。ここで、本法により「学校」と定められた夜間中学に、学齢の不登校の子どもたちが行くだろうかという疑問が生まれる。

2. 夜間中学に関する条文とその意義

根本的に「教育機会確保法」は「教育を十分に受けられていない者に対し、年齢や国籍を問わず教育機会を確保するということを謳うものであり、夜間中学校、適応指導教室などの公教育の周縁部に位置付けられてきた機関が整備拡充されることを念頭に置かれてきた（大重 2018b：103）」、その中で長期にわたり法制化を認めてこなかった、「夜間中学」に「政府が言及したこと自体は画期的といつてよい（同：105）」、一方フリースクールに通う不登校の子どもの合間に「夜間中学」の文言を挟んでいるに過ぎないという問題もある（大重 2018b）。

本法条例では、「第7条三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項」があり、さらに、第4章で「学校において就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他の特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講じる物とする」として、地方自治体への設置の義務づけも示している。これは夜間中学の歴史に示されてきた、夜間

中学を必要としている人たちの存在がやっと認められたことでもあり、彼らの学習権を人権として強く訴えた日弁連の意見書がその役割を果たしたと考えられる。「なくなるべき存在（都野 2018：51）」として始まった夜間中学が、「今回成立した法の下、名実ともに『なくてはならない存在』になった（同：53）」ことの意義は大きい。

3. 受け入れの対象から計る問題点

夜間中学の受け入れ対象は、①戦後の混乱期の生活困窮から義務教育を受けられなかった未修了の人、②不登校児童生徒で学校の配慮により卒業をしたが学び直したい人、③障がいなどによって学校に通えなかった人、④外国籍等の多文化背景を持つ人で義務教育が終了していない人（中には義務教育の年齢超過者も含まれる）、さらに現在不登校状態にある学齢期の子どもたちも対象となり、大変幅広いものとなった。この、受け入れ対象の幅広さに無理がないかという点が研究の発端となっている。

②の学び直しをしたい不登校経験者と現在不登校状態にある学齢期の子どもたちについて、都野（2018：52）は、「学齢長期欠席生徒は1980年代後半までわずかに在籍があったが、その後は途絶えた。長期欠席生徒問題は経済的理由の問題ではなく不登校問題に変質していたのである」としている。文科省は2017年3月の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する基本指針（以後基本指針）」の中で多様な生徒の受け入れを示し、「さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である」と明記しており、夜間中学開設初期の対象であった学齢期の子どもも含むことになるが、都野が指摘するように、子どもが抱えている問題の時代による変化を軽視してはならない。一方不登校児童生徒

が増え続けていることに対して、「要するに子どものニーズにぜんぜん対策があっていない—中略—そこでストライクにならない、ニーズに合致しない（西野他 2018：47）」と言われており、現在学校へ行けない、あるいは行かない学齢期の子どもたちのニーズに、果たして夜間中学が合致するか否かを十分に検討すべきである。誰でも受け入れることは大事であるが、状況を踏まえた受け入れ態勢を作る必要があると思われる。また、江口が示す不登校児童生徒の学習機会を中心に据えている本法の大きな懸念の一つとして、「近年の動きの中で夜間中学にも不登校経験者の受け入れが期待されていると考えれば、『厄介な生徒は夜間中学へ』という形で、学校のあり方そのものを問い返すことないまま緩やかな排除が生じかねない（江口 2016：42-3）」という不登校の子どもたちの排除についても無視してはならない。さらに江口（2016：44）は、「夜間中学は、国民国家の制度としての義務教育が持つ暴力性や排除性が可視化される場所であるからこそ、むしろ対抗的な言説と実践が立ち上がり、既存の制度を乗り越えていく可能性に開かれた場所でもある」として「歴史的な実践の蓄積から学び、問題を夜間中学内部に留めず、そこから提起される問を広く社会的に共有していく事が重要（同）」であると結んでいる。これは、学校として文科省に認められた後の夜間中学の在り方への警鐘でもある。

なお世界各国から来日し滞在している多文化背景を持つ子どもたちへ、その門戸を開くべきは一条校としての学校そのものである。そのためには義務教育の義務を課すのを日本国民に限定しているところから見直し、日弁連の意見書にもあるように「国籍を超えた教育保障」が先にくるべきであり、さらに引揚者や在日の方たちの受け皿がなかったことを省みながら、長期的に日本に滞在する人たちの学習権保障へ活かしていくべきではないか。その上で「昼の学校で不登校となった学齢

の子どもたちが夜間中学に入学できる（白井 2019：81）」という不登校児童生徒の対応については、「昼間の学校に行けないという不登校の問題は、昼の学校自身が深く考える必要があり、社会全体で考えるべき課題である。夜間中学に行きなさいでは解決にならない（同）」のであって、「フリースクールと夜間中学をくっつけたという点（同）」をそのままにしてはならない。

夜間中学の学生は「開設当初から社会の中のマイノリティとして位置づけられて（大重 2018b：109）」おり、夜間中学はいつの時代も教育からこぼれてしまった人々のニーズを把握し、学習保障を担ってきた。その出発点は教師の自主的な活動であり、学校であって学校ではなかったという立場の柔軟さがあってのことだったかもしれない。その良さを活かしながら、様々な立場の生徒たちを受け入れるには、江口が警鐘をならす、「法制化がもたらす弊害（2016：44）」から目を背けてはならない。

4. 自主夜間中学

ここで、「『公立夜間中学』の未設置地域で活発な活動を展開している（添田、2007：165）」自主夜間中学の存在を忘れてはならない。

自主夜間中学の調査を行った添田（2007：166）によれば、夜間中学の「多くは、関東・関西の都市部を中心に全国で35校しかなく、北海道、東北、四国、九州、沖縄にはゼロである^{註3}」。『公立夜間中学』の未設置地域において、義務教育未修了者の学習権を担保してきたものの一つに『自主夜間中学』と呼ばれるボランティアな組織活動がある（同）。さらに当時は形式卒業であっても既卒者が再度公教育に戻れないこともあり^{註4}、「本来、『公立夜間中学』によって保証すべきところを『自主夜間中学』で埋めるという根本的な矛盾構造を含みながらも（同：176）」、1970年代後半になってボランティアの活動から生まれ（栗田

2001:220), 切実なニーズを請け負ってきた(添田 2012, 加藤 2013)。

文科省も前出の基本指針において、夜間中学等の設置の促進等の項目③自主夜間中学に関わる取組「ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す」としている。

公立学校二部として発足した夜間中学も、また自主夜間中学も、どちらも教師やスタッフのボランティアな活動から開始された。ゆえに、「生徒指導においては『ケースワーカー』や『ソーシャルワーカー』に近い役割を(梶原ほか 2018:25)」教師たちが担っているということが多々あった。法制化による弊害も指摘されているが、法制化されることによって、その地域に根差した自主夜間中学の活動が、「福祉との連携を強化して外国人・高齢者への支援方法を確立するなどして教員の職務軽減・分担が図られ(同, 25)」ることを期待する。

V. ある自主夜間中学のとりくみから

1. 沖縄珊瑚舎スコーレ

「フリースクールと夜間中学を併設した全国でも珍しい教育施設(石井 2018:257)」とされる、沖縄の珊瑚舎スコーレに着目したい。

沖縄という地域ならではの歴史と実情があるなかで、沖縄初のフリースクールを創設したのが星野人史氏である。彼は、「東京で生まれ育ち、地方や東京の公立や市立の高校に勤めてきた一人の教員なのである(石井 2018:257)」。彼が沖縄の教育の実情を知り、フリースクールという言葉がまだ一般的ではなかった時代に、新たな学校づくりをめざして1997年から4年間準備を経て2001年に開校した(瀬川 2019)。地元紙は「沖縄初の

サポート校」と報じ、無認可であったが生徒9名から出発した学校は管理主義・点数主義とは違う学校だった(石井 2018)。昼間部の初等部・中等部・高等部・夜間中学校の4過程があり、現在も20数名の子どもたちが通う。さらに夜間中学校は全国でも例がない民間の「自主夜間中学校として2004年に開校(松田 2017:4)」した。

珊瑚舎スコーレのホームページには、珊瑚舎スコーレの教育—学校文化を育む—と題し「人は『自分を創る』生き物です。その手助けをするのが学校です」とあり、「他者とのかかわりの中で自分を見つめ、納得のできる『自分を創る』手助けをする場が学校」であるとし、「『学びの同行者』が集う場所でありたい」という教育の理念が書かれている。他者とのかかわりを通して自分を創り上げるために体験学習の施設や寮も用意されている。

創設者星野は、『まちかんてい!動き始めた学びの時計(2015)』のあとがきで夜間中学の学生は「忘れられた島の忘れられた子ども」であり、彼らが待ち望んだ学校は本土化・皇民化のための学校だったが、「学校」には今の自分とは別のもう一人の自分とであう希望があると語る。これは現在の不登校状態に追い込まれた子どもたちにも通じることではないか。

さらに星野は学校だからこその学びを述べ、本書の学生の言葉から、①学歴ではなく学校に行きたい、学びたい、②孫の学校は競い合っているから、珊瑚舎は競い合うのではなく支え合っている学校だからという言葉を引用し、学校は人が集まるところ、集う人々は学びの同行者だと言い、「当然教員も生徒とは立場が違うだけで、学校では学びの同行者です(星野 2015:215)」と述べている。これは、学校関係者として子どもを支えるスクールソーシャルワーカー(以後SSWr)の「伴走者」という立ち位置と重なる。「むしろ民間の居場所の活動の中には、本当に学校の在り方を

考える上での宝がある（西野他 2018：224）」ことから、子どもをまんやかにして、子ども声をしっかりと聞き、子どものニーズをとらえるためのヒントが珊瑚舎スコーレの取り組みにあると思われる。

2. 珊瑚舎スコーレに通う学生

1) 昼間部（フリースクール）の学生

石井によるとフリースクールの開講のきっかけは、創設者の星野が、沖縄が日本へ返還された後の現状に目を向けたことに始まるという。教育に目を向けると長期間沖縄では学力の低迷が続き、学校では学力向上対策が必要以上にたてられ学力主義になっていた。教師の経験をもち沖縄の現状を知った星野は、学校についていけず疎外感を持つ生徒が多数いることを懸念していた。また、非行や中退者の多い実情がある中で本土の学校のあり方とは違う学校作りを目指したのである。在学学生は珊瑚舎スコーレを選ぶ地元の学生と、沖縄に引っ越してきたものの管理主義の学校で『オリコサン』^{注5}となる事ができず不登校になった学生の半々だという（石井 2018）。さらに沖縄の文化的背景も相まって学校を不自由な場に行っていることも指摘している。

珊瑚舎スコーレで理科の授業を担当した盛口（2007：161）はフリースクールの実践の中で、「それまでの学習歴が少ない生徒（不登校経験者）や学習障害を持つ生徒が含まれたため、ある部分、抽象的な思考を必要とする従来のカリキュラムを進めるのは難しい—中略—いずれも学習歴だけでなく生活体験も乏しい生徒たちである」としている。

2) 夜間部（夜間中学）の学生

沖縄は第二次世界大戦で唯一地上戦が行われた地である。その戦中戦後に学齢期を迎えた多くの子どもたちが、貧困と混乱によって義務教育が受けられなかった。県もその実情を把握していたが

手が回らなかったという、そこで星野は夜間中学を立ち上げた（石井 2018）。石井によると、現在の本土での夜間中学には外国籍の学生が多くなっているが、沖縄ではまだ戦後間もないころに学校に行けず、「人生の最期の忘れ物として教育を受けたがっている（石井 2018：261）」高齢者が多くいる。

夜間部に通う学生たちからの「聞き書き」をまとめた『まちかんでい！動き始めた学びの時計（2015）』には、多くの「戦場の童^{いくさば わらび}」の生々しい壮絶な戦争体験が書かれている。それぞれの学生には学びたくても学べなかった子ども時代の思いがあり、文字が書けないことを恥じながらも、生きる力を培いながら家庭をもち、子どもを育てあげ、60を過ぎ70代80代になってやっと夜間中学に入学できたことが語られ、高齢になり覚えが悪いと言いつつも学校が楽しい、もっと学びたいと綴られている。

先に紹介をした盛口は、夜間中学でも理科の教鞭をとっていた。読み書きができない生徒たちであるが、人生経験はとても豊かであり、理科の授業中にも体験談が語られる、それについて盛口（2007：160）は、「こうした体験談が次々に語られだすのが夜間中学ならではの授業風景と言える—中略—つまり生活体験が授業の中で語られだすという現象は、学びが生活に密接にかかわっている事を示唆している」としている。

3) 昼間部・夜間部交流

創設者である星野は、いかに勉強をするかではなくいかに楽しく人生を生きるかということに力を入れ、生きる力を養うことを学びの中心としている（石井 2018）。そして学びは究極的には「愛」だとし、「異質な他者を理解し、距離を縮めようとする努力することである（瀬川 2019：140）」と語る。その上で「珊瑚舎スコーレの他者との交流を軸にした人間教育は、フリースクールと夜間中学の垣根を越え（石井 2018：262）」る。中で

も「慰霊の日」をとりあげ、夜間中学の高齢者が若い子に戦争のことを教える姿をしめしながら、この経験が必ず生きると星野の言葉をあげている。さらに沖縄の学力向上中心の教育からこぼれてしまう生徒たちに対しても夜間中学の生徒と同じような配慮が必要だと述べ、「学校のために子どもたちがいるのではなく、学校が子どもたちに寄り添う、それが珊瑚舎スコール（石井 2018：262）」であると述べる。

珊瑚舎スコールに通う高齢の未修了者と孫のような年齢の学齢期の子どもたちは、学習権を求める立ち位置の異なる学生同士であり、さらに、「教育機会確保法」が学校と認めた夜間中学と、視野に収めながらも学校とは認めなかったフリースクールという二つの学びの場に在籍している。相互の交流からお互いがどのような影響をうけるのだろうか。

VI. むすび

—本研究ノートにおける今後の課題—

現在学齢期の不登校の子どもたちと、年齢超過の未修了者が同じ夜間中学で学ぶということに無理はないかという問いから始まり、夜間中学の歴史を軸に受け入れてきた生徒の変遷を見たとえ、2016年に成立した「教育機会確保法」の条文から夜間中学の役割と可能性を考察した。もとより教師のボランティア活動として展開されてきた公立中学校夜間部（いわゆる夜間中学）は数も少なく、学生を担いきれなかった。不足したところを、さらなるボランティア活動としての自主夜間中学が各地域の必要性を受け開校されている。本稿では中でも沖縄という唯一地上戦を経験した地域に展開された珊瑚舎スコールの取り組みに着目し、今後の夜間中学での不登校の子どもを受け入れを考察した。

珊瑚舎スコールの学校観は、「自分を創る」手助けの場という理念に示されている。夜間部（自

主夜間中学）では、年齢超過の未修了者が高齢になった今、待ち望んでいた入学を果たし学んでいる。また、それより先に開校したフリースクールにおいては、学齢期の不登校の子どもたちが学んでおり、彼らは学校の枠を超えて交流をしつつ、ともに学校を創っている。この取り組みから多様な背景を持つ学生を受け入れられることがわかった。

ところで、不登校の子どもたちがフリースクールなど学校以外の学びの場に通り始めることは、学び直しをすることであり、「社会的自立へのバイパスルートとしての意義がおおきい（井上 2011：30）」とされるが、「そもそも夜間中学に不登校・引きこもり経験者が通うこと自体大きな精神的ハードルを伴う。それは多くの場合夜間中学が彼／彼女らを否定した学校の教室を使って授業を行っているからである（同）」、だが、そこで学ぶ意義として井上は「一方で自らを否定した『学校』に受け入れられる体験を通じ、直接的に以前の『学校』で負った傷をケアすることも可能である（同）」として、「夜間中学の中で生活基盤を拡大する中でかつて『学校』で受けた傷をいやしていく（同）」という「学びによる治癒」をあげている。SSWを担う筆者も、不登校の子どもたちの学校外の学びのスタイルが自由に確立されることを願っているが、現在の状況で学習権を守ろうとすると、学びの場の少なさから子どもたちを苦しめることもある。多くの選択肢を考え、夜間中学もその一つとなり得るかを考察したが、まだ夜間中学で学ぶ学齢期の子どもたちは存在していない。今後に向けて、上記の「学びによる治癒」を踏まえ、夜間中学が子どもたちのニーズに合致するかを十分に検討する必要がある、不登校児童生徒と関わるSSWrが夜間中学での彼らの受け入れについて準備段階から関与することも大切であろう。

本研究ノートでは、珊瑚舎スコールの取り組み

を参考にしながらも、彼らの交流について子どもの側から焦点を当ることができなかつた。その学びが大学受験や就職とは直結しないであろう「70歳を超える夜間中学生が『もっと学びたい』と口にする（盛口 2018：215）」のを、子どもたちがどのように受け止め、何を感じとるのか。学校での学びを長らく待ち望んでいた学生と交流することで、少なくとも学校との溝を感じている子どもたちの学校像は変わるのだろうか。また、自身の権利としてある「学び」をどのように理解するのであるか。それらを子どもたちの聞き取り調査から考察し、夜間中学が不登校の子どもたちの学習権を守るための一選択肢となれるかについて継続して検証したい。

そこから得られる新たな知見は、表面的な「登校拒否・不登校の数減らし（前島 2016：26）」のための不登校対応策とは異なり、子どもたちのニーズに合致する夜間中学を作る一助にもなるだろう。また、夜間中学における幅広い対象者の一「同行者」として、SSWrの役割も具体的に見えてくるのではないか。

注

- 1) 学校教育法第一条で規定されている学校：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。
- 2) 教育機会確保法の基本理念3条に、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援とある。さらに基本指針において民間団体との連携等による支援から推し測ることができる。
- 3) 論文掲載当時のデータ。
- 4) 2015年に既卒者の再入学が認められた。
- 5) お利口さん。誉め言葉。

文献

浅川道夫（2005）「子どもたちが尊厳を奪われるとき—元家裁調査官として教育基本法『見直し』を考

る」『学習の友』, 618, 32-35

江口怜（2016）「夜間中学政策の転換点において問われていることは何か —その歴史から未来を展望する—」『〈教育と社会〉研究』, 26, 35-48

学校教育法（1947）昭和22年3月31日（法律第26号）
学校NPO法人珊瑚舎スコレ篇著（2015）『まちかんでい！待ちかねていたよ！動き始めた学びの時計—沖縄の夜間中学に通うおばあ、おじいのメッセージ—』高文社

井上大樹（2011）「夜間中学における若者支援」『北翔大学北方圏学術情報センター年報』, 3, 29-39

石井光太（2018）「沖縄初のフリースクール珊瑚舎スコレの挑戦」『潮』, 708, 256-262

梶原豪人、熊井将太（2018）「多様な学びに残された課題—フリースクール・教育センター（適応指導教室）・夜間中学の分析から—」『山口大学教育学部研究論叢』, 67, 19-28

加藤隆（2013）「地域に根差した教育の課題と可能性—道内の自主夜間中学を中心として—」『地域と住民：道北地域研究所年報』（名寄市立大学）, 31, 93-101

川村千鶴子（2013）「あらゆる子どもの教育権—NPOと夜間中学の取り組み—」『環境創造』, 17, 1-23

喜多明人（2018）「普通教育機会確保法の成立基盤と存在理由—前川喜平文部科学省事務次官の『学校外普通教育』法制復活論を踏まえて—」『早稲田教育学研究』, 9, 21-41

栗田克実（2001）「公立夜間中学の諸問題—歴史、現状、課題—」『北海道大学大学院教育学研究紀要』, 83, 211-235

草京子・浅野慎一（2018a）「1947～1955年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（前篇）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』, 11（2）, 93-111

草京子・浅野慎一（2018b）「1947～1955年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（後篇）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』, 12（1）,

- 47-65
- 教育基本法（2006）平成18年12月22日（法律第120号）
- 前島康男（2016）「登校拒否・不登校問題の歴史と理論」『東京電機大学総合文化研究』, 14, 23-47
- 舞田俊彦（2017）「飛び級を許さない日本の悪しき年齢主義」ニューズウィークウェブサイト 2017年11月16日 neesweekjapan.jp/stories/world/2017/11/post-8920_1.php
- 松田浩史（2017）「動き始めた学びの時計 夜間中学校生徒への聞き書きを通して見える沖縄」『社会評論』, 187, 4-6
- 文部科学省（1992）「学校不適応調査研究協力者会議報告（平成4年）『登校拒否（不登校）について』」
- 文部科学省（2015）「義務教育終了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」
- 文部科学省（2016）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）」
- 文部科学省（2017）「平成29年度夜間中学当に関する実態調査」
- 文部科学省（2017）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針 平成29年3月31日」
- 文部科学省（2018）「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」平成30年10月発表
- 盛口満（2007）「理科の授業と生活体験—夜間中学及びフリースクールの授業実践から見えてきたこと—」『沖縄大学人文学部紀要』, 10, 157-170
- 盛口満（2018）『めんそーれ！化学 おばあと学んだ理科授業』岩波ジュニア新書889 岩波書店
- 日本弁護士連合会（2006）「学齢期に修学することのできた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」2006年8月10日
- 西野博之・山下英三郎（2018）『居場所とスクールソーシャルワーク』子どもの風出版社
- 奴久妻駿介（2014）「日本における外国人児童生徒『不就学』の実態調査—都道府県教育委員会への質問調査より—」『多文化関係学』, 11, 87-98
- 大重史朗（2018a）「外国にルーツを持つ子どもの公教育と居育行政に関する考察—東京都の夜間中学を事例として—」『淑徳大学人文学部研究論集』, 3, 109-120
- 大重史朗（2018b）「教育機会確保法の課題と期待—外国人夜間学級を事例として—」『中央学院大学法学論叢』, 32 (1), 97-115
- 大多和雅絵（2011）「戦後夜間中学校の研究—東京都夜間中学校日本語学級の開設に着目して—」『日本の教育学史』, 54 (0), 97-108
- 齊藤万比古（2006）『不登校の児童・思春期精神医学』金剛出版
- 珊瑚舎スコアホームページ 珊瑚舎スコアレの教育—学校文化を育む— <http://www.sangosha.com/about>
- 瀬川正仁（2019）「子どもたちが『権利』と思える学校とは？沖縄・珊瑚舎スコア『まにまに祭』から」『世界』, 926, 139-147
- 関本康孝（2016）「進む夜間中学設置の動き ●全国各地に夜間中学を」『議会と自治体』, 222, 72-79
- 関本康孝（2019）「『すべての人に義務教育を』求め続けた全国夜間中学校研究会の60年」『日本の科学者』, 54 (2) = 613, 61-66
- 椎名慎太郎（2016）「夜間中学をめぐる」『山梨学院生涯学習センター紀要』, 20, 89-104
- 白井善吾（2019）「夜間中学のこれから『生きる 闘う 学ぶ—関西夜間中学運動50年』出版、教育機会確保法施行をふまえて」『部落解放』, 774, 74-83
- 添田祥史（2007）「自主夜間中学の活動と展開」『ボランティア学研究』, 8, 165-180
- 添田祥史（2012）「釧路市における格差・貧困問題と成人基礎教育—釧路自主夜間中学『くるかい』の現場から—」『教育学の研究と実践』, 7, 15-24

- 都野篤 (2018) 「なくなるべき存在から, なくてはならない存在へ～夜間中学政策の転換とこれからの課題～」『地方自治職員研修』, 51 (3) = 708, 51-53
- 内田良子 (2016) 「休めない子ども追いつめられる子どもたち—『不登校対策法案』をめぐって—」『くらしと教育をつなぐ we』, 25 (5) =205, 17-30
- 横関理恵 (2012) 「戦後における中学校夜間学級史の時期区分に関する一考察—『全国夜間中学校研究大会記録誌』を手がかりに—」『日本教育学会研究発表要項』, 71 (0), 350-351

